

○ 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号） 附則第二条の規定による予防接種法施行令第十三条及び第十七条の読替表

（傍線部分は予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替部分）

（波線部分は改正部分）

<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替後</p>	<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替前</p>	<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正前の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替後</p>	<p>予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正前の予防接種法施行令の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による読替前</p>
<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの）以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの）以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない</p>	<p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金） 第十三条（略） 2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額</p>

3

者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに應じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額）

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十六万二千元

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十六万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十七万六千元

予防接種法施行令及び結核予防

3

前項の規定による障害年金の額

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十六万二千元

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十六万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十七万六千元

3

者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに應じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額）

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十二万四千八百円

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十三万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十五万四千四百円

予防接種法施行令及び結核予防

3

前項の規定による障害年金の額

イ 一級障害者に支給する場合
四百九十二万四千八百円

ロ 二級障害者に支給する場合
三百九十三万九千六百元

ハ 三級障害者に支給する場合
二百九十五万四千四百円

法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 (略)

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項

の規定にかかわらず、予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円(従前の給付

を受けた者が法第十六条第一項

第三号の規定による障害年金の

支給を受けることなく死亡した

ときは、当該額から調整基礎額

について従前の給付を受けた日

から死亡した日までの年数(そ

の年数に一年未満の端数がある

ときは、これを切り捨てるもの

の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円

の規定にかかわらず、予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円(従前の給付を

受けた者が法第十六条第一項第

三号の規定による障害年金の支

給を受けることなく死亡したと

きは、当該額から調整基礎額に

ついて従前の給付を受けた日か

ら死亡した日までの年数(その

年数に一年未満の端数があると

きは、これを切り捨てるものと

の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 第二項第二号に掲げる場合

四千三百四十万円

とする。)に依じて年五パーセントの利率による複利法によって計算した元利合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)を控除して得た額)

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者(従前の給付を受けた者を除く。)が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に相当する期間(以下「調整残期間」という。)の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によって調整残期

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

する。)に依じて年五パーセントの利率による複利法によって計算した元利合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)を控除して得た額)

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者(従前の給付を受けた者を除く。)が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に相当する期間(以下「調整残期間」という。)の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によって調整残期

5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

間の最初の年から当該各年までの
それぞれの期間に応じて割り引い
た額の合計額（その額に千円未満
の端数があるときは、これを切り
捨てるものとする。）を控除して
得た額とする。

間の最初の年から当該各年までの
それぞれの期間に応じて割り引い
た額の合計額（その額に千円未満
の端数があるときは、これを切り
捨てるものとする。）を控除して
得た額とする。